

日本標準産業分類第13回改定基本方針（案）

平成24年〇月〇日
総務省政策統括官（統計基準担当）

1 改定の背景及び必要性

日本標準産業分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果を産業別に表示する場合の基準として昭和24年10月に設定され、以来、我が国の経済・社会等の変化により生じた産業の実態に適合させるため、平成19年11月までに12次にわたる改定が行われてきた。また、平成21年3月には、統計法に基づく「統計基準」（公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的基準）として、設定を行ったところである。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）においては、「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」、「日本標準産業分類など統計基準の設定や改定に当たっては、国際比較可能性の向上の観点から、各種国際基準との整合性に留意する。」とされているが、

- ① 前回改定から5年近く経過していること
- ② 近年、我が国の産業構造の変化が著しいこと（情報通信技術の高度化、事業経営の多角化、流通構造の多様化、製造業のファブレス化、業務のアウトソーシング化等により、経済のサービス化が一層進展）

などを踏まえ、日本標準産業分類については、これらの変化に的確に対応することが必要となっているため、見直しを行うものである。

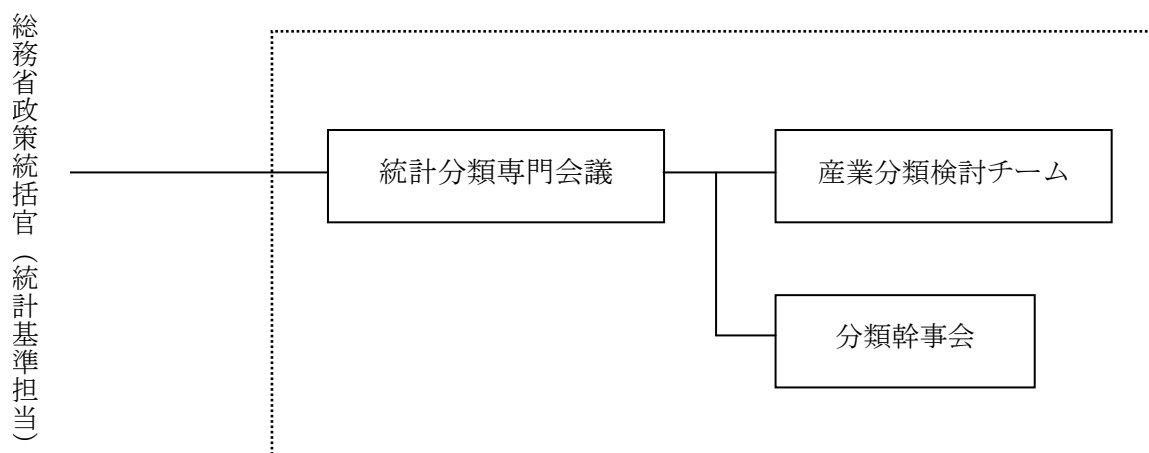
なお、今後、実施が予定されている大規模な統計調査（経済センサス - 基礎調査、同活動調査、国勢調査等）において、我が国の経済活動の実態をよりの確に把握するためにも、産業構造をより良く反映した日本標準産業分類とする必要がある。

2 改定のための体制

統計基準としての標準分類改定は、統計法第 28 条第 2 項に基づき、総務大臣が、統計委員会に対し諮問を行い、その答申を受けて決定するものであるが、改定案等の検討に当たっては、関係府省等の協力を得るものとし、その体制は次のとおりとする。

| 名 称 | 役 割 | 構 成 |
|-------------------|--|-------------------------|
| 統計分類専門会議 | 統計基準の設定(標準統計分類関係)に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行う。 | 関係府省等の担当課長、学識経験者(注 1)等 |
| 産業分類検討チーム (仮称) | 改定原案等に関し、分野別及び全体的に専門的な検討を行い、改定案として取りまとめ、統計分類専門会議に報告する。 | 関係府省等の分類担当官、学識経験者(注 1)等 |
| 分 類 幹 事 会 | 改定案等に関し、関係府省等に共通する事項等の検討、連絡、調整を行う。 | 関係府省等の分類担当官等 |

(注1) 統計分類専門会議と産業分類検討チームにおける学識経験者は、すべて共通とする。



3 スケジュール

改定のスケジュールは、おおむね次のとおりとする。

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|-----|---|------------------|
| 内 容 | 意見等調査 改定基本方針策定 改定案検討 統計委員会への諮問 | 統計委員会からの答申 告示 |

4 改定の基本的方向

改定は、第12回改定以降の産業構造の変化に対応したものとし、今回改定の主要な視点及び方法は次のとおりとする。

- (1) 第12回改定に関する答申において指摘されている事項について検討する。
- (2) 統計の継続性に配慮しつつ、統計の利用可能性を高めるため、的確な分類項目の設定と概念定義の明確化を行う。
- (3) 小分類以下の項目の改廃の検討に資するため、事業所数、従業者数、生産額、出荷額等を要素とする量的基準を別途定める。
- (4) 産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上に努める。
- (5) 用語、英文表記等に関する改定作業方針については別途定める。

日本標準産業分類第12回改定に係る統計審議会答申における指摘事項

1. 「今後の課題」として指摘されている事項

なし

(日本標準産業分類第11回改定の統計審議会答申においては、「今後の課題」として、幾つかの指摘がなされたが、第12回改定の統計審議会答申においては、「今後の課題」として指摘された事項はない。)

2. 新設された大分類項目の説明(答申の記1-(1))で指摘されている事項

| | |
|-----------------------------|---|
| 大分類「農業、林業」 (統合・新設) | 農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である(答申の記1-(1)-ア)。 |
| 大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」 (名称変更) | 大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある(答申の記1-(1)-イ)。 |
| 大分類「不動産業、物品賃貸業」 (統合・新設) | 「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる(答申の記1-(1)-エ)。 |

3. 新設された中分類項目の説明(答申の記1-(2))で指摘されている事項

| | |
|-----------------|---|
| 中分類「無店舗小売業」(新設) | 新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある(答申の記1-(2)-ア)。 |
|-----------------|---|

4. 産業全般に関連する分類項目の説明(答申の記1-(4))で指摘されている事項

今後、「管理、補助的経済活動を行う事業所」の分類について、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある(答申の記1-(4)-ア)。

(注) 文章については、便宜上、簡潔な表現に改めております。原文については、諮問第320号の答申「日本標準産業分類の改定について」(統審議第7号 平成19年9月14日)を参照してください。

なお、同分類の全文については、「日本標準産業分類(平成19年11月改定)」に掲載されているほか、以下のホームページからもご覧いただけます。

<http://www.stat.go.jp/index/singikai/2-320b.htm>

小・細分類項目の新設、廃止等を検討するための量的基準

平成 24 年 ○月○日

総務省政策統括官（統計基準担当）

「日本標準産業分類第 13 回改定基本方針」4(3)に基づき、小・細分類項目の新設、廃止等を検討するための量的基準を次のとおり定める。

なお、個々の新設、廃止等の決定に当たっては、産業構造の変化、統計上の必要性、国際分類との比較可能性、事業所数、従業者数、生産額等を総合的に勘案して行う。

1 小・細分類項目の新設（格上げ、特掲等を含む。）

- (1) 新設しようとする産業のその属する直近上位分類項目における事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が安定的に 10%以上となっていること。
- (2) 細分類における「その他項目」が、その属する小分類項目に占める事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が安定的に 50%以上となっている場合は、一部の産業の分割・特掲を検討すること。

2 小・細分類項目の廃止（格下げを含む。）

- (1) 直近上位分類に占める事業所数、従業者数、生産額等のいずれかの構成比が継続的に 1%を下回ること。
- (2) (1)に該当しないものであっても、構成比が著しく低下しており、今後もその傾向が続くと見込まれること。

用語、英文表記等に関する改定作業方針

平成 24 年 ○月○日

総務省政策統括官（統計基準担当）

「日本標準産業分類第 13 回改定基本方針」4(5)に基づき、用語、英文表記等に関する改定作業方針を次のとおり定める。

- 1 一般原則並びに全分類項目の説明及び内容例示について、使用されている用語等の見直しを行う。
- 2 用語は、公示文書、日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、学術用語等によることとし、外来語を使用するときは片仮名を使用する。
また、分類符号は、大分類についてはアルファベットを、中分類、小分類及び細分類については数字をそれぞれ使用する。
- 3 分類項目名については、英文名を併記する。
- 4 日本標準産業分類の的確な適用等を推進するため、解説書及び第 13 回改定の英文版を作成する（本作業は日本標準産業分類の公示後に行う。）。